

第 229 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 11 月 22 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 05 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正	5番 岩田 孝史
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 備造	18番 金倉 弘美
19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則
24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二	26番 賀元 亨	27番 若月 勝久
28番 藤原 修	29番 藤原 功	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳
33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦
38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (6名)

1番 恩田 洋一	14番 和久利 健	23番 渡部 雅一	30番 山田 幸則
34番 卜藏 秀夫	43番 原田 二郎		

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

報告第 1 号 農地賃貸借等変更の申し出について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 1 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第 6 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第229回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1番 恩田委員、14番 和久利委員、23番 渡部委員、30番 山田委員、34番 ト藏委員、43番 原田委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、30番、34番、43番の4名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 和久利委員、13番 石原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,107㎡のうち126.5㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由、農業用格納庫。用途区分変更については、県の同意を得て、令和4年10月26日に公告されています。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,222㎡ 他で13,199㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、令和5年10月1日、土地引渡時期、令和5年10月31日。解約の理由、農地の売買による。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、報告第3号、農地賃貸借変更申出について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	報告第3号、農用地利用配分計画の設定を受けた下記の農地について、設定内容の変更の申出があったことをここに報告する。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 中間管理事業を利用した利用権設定について、設定を受ける者(耕作者)の変更の申出がありました。変更後の耕作者 △△△△、住所 ●●●●番。 番号1、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,185㎡他で12,434㎡。利用権の設定をする者の氏名 ○○○○。平成27年2月27日に公告されています。 番号2、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,551㎡他で10,643㎡。利用権の設定をする者の氏名 ○○○○。令和元年11月26日に公告されています。 番号3、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,587㎡他で6,261㎡。利用権の設定をする者の氏名 ○○○○。平成元11月26日に公告されています。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 1, 106㎡他で1, 539㎡。利用権の設定をする者の氏名 ○○○○。令和5年5月25日に公告されています 番号5、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 583㎡他で8, 821㎡。利用権の設定をする者の氏名 ○○○○。令和3年4月27に公告されています いずれも変更の理由は、変更前の耕作者の子が経営する法人が農業を開始するためです。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。
15番	報告事項は質疑を行わないことになっていますが、よろしいでしょうか。
議長	はい、15番大坂委員。
15番	これまでは、受け手がお子さんでも一旦解約してからということでしたが、今回は解約はなしで、横すべりのようなかたちで申請されています。そのあたりはどのようなになっているのでしょうか。
議長	事務局は説明をお願いします。
事務局	この中間管理事業では、耕作者だけの変更というものが、特に解約を要しないということです。農業委員会の担当地区の委員、あるいは農業委員会での報告を受けるだけで良い案件ということで、報告とさせていただきます。
15番	はい、わかりました。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外13筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積535㎡他で計15, 923㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は228. 3aです。資料1-①、②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 594㎡他で計6, 117㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は61. 1aです。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積293㎡他で2, 591㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積

事務局	はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は25.9aです。資料3-①、②に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後においても耕作などの事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について22番藤原委員、お願いいたします。
22番	議案第1号番号1につきまして22番藤原が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんの所在は町外です。△△△△さんは□□□□の経営者でございます。この土地に関しましては、これまで■●■●が耕作をしていましたが、△△△△さんのほうで、その土地を利用して□□□□するソバを作りたいということで、〇〇〇〇さんと無償移転が成立したものです。△△△△さんは〇〇〇〇さんが所有している機械を利用するということで、耕作に支障はないと確認させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、32番嵐谷委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第1号番号2につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 △△△△さんの親御さんが高齢となり、今度は△△△△さんの名前にしたいということです。〇〇〇〇さんの家族さんは、△△△△さんのご兄弟でございます。それで今回こういった状況になりました。△△△△さんは●●●●におられますが、節目節目には帰って来られ、草刈り等もされています。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第1号番号3につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 この場所は、□□□□地内に点在する農地です。〇〇〇〇さんは□□□□出身の方で、生家と農地を譲渡したいとのことです。今月11日に、農業振興課の課長補佐、地元の自治会長、地元

38番	の中山間地域担当者2人、石原農業委員と私で、農地の確認に行きました。一部、耕作が困難と判断する農地がありましたので、再度事務局より受け手の方へ確認をいたしました。耕作できない農地があることは、〇〇〇〇さんとのやりとり等で承知しています。承認をいただければ、来週よりこちらに移住して農業をしたい、とのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和5年8月10日付けで公告されています。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 農地中間管理機構 公益財団法人 しまね農業振興公社 を介して行う一括方式の農地利利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。

事務局	番号1から14まで、受け手が△△△△、住所 ●●●●番。 番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積771㎡他で計6,670㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,155㎡他で計8,400㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,184㎡他で計8,201㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,526㎡他で計10,946㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,078㎡他で計7,535㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,574㎡他で計8,361㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,650㎡他で計7,644㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,424㎡他で計7,447㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,024㎡他で計4,540㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積646㎡他で計10,222㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積613㎡他で計10,505㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,430㎡他で計11,358㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,104㎡他で計7,676㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。
-----	---

事務局	番号14、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,765㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番、外22筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,421㎡他で計29,814㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、報告第3号の事業承継分を含め、695.1a。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,062㎡他で計6,666㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、325.7aです。利用目的は田。期間は10年1カ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号14については、農事組合法人上高尾の案件でございますので、続けて22番藤原委員、よろしくお願いいたします。
22番	議案第3号番号1から番号14につきまして22番藤原が補足説明をさせていただきます。 この地区は、ずっと集落営農で耕作しておられましたが、高齢化に伴い労働力の減少と、資材を共同購入することにより経費削減という目的のため、法人化をいたしました。現在耕作しているところを集約した、という案件でございます。関係者の方と現地を確認させていただきましたが、耕作が継続してできるものである、と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。8番安部委員、どうぞ。
8番	事務局にお伺いしますけれど、議案第4号の番号5と番号14について、賃借料が入っていませんが、取らないという解釈でよろしいですか。
議長	事務局は説明をお願いいたします
事務局	番号5をご覧ください、○○○○さんの案件になります。備考欄を見ていただきますと、使用貸借となっております、無償での貸借ということになります。あわせて番号14につきましても、使用貸借ということで、賃借料はございません。
8番	わかりました。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1から番号14について承認することに決しました。 続いて番号15の補足説明について、案件が□□□□から□□□□、■ ■ ■ ■とわかれておりますので、その都度担当委員からの補足説明をお願いいたします。はじめに■ ■ ■ ■の農地について、24番佐藤委員、お願いいたします。
24番	議案第3号番号15につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 □□□□さんはこれまで個人で農地を管理しておられましたが、このたび会社のほうで集積し管理していくということになりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	次に38番堀尾委員、39番大塚さん、□□□□の農地について、補足説明をお願いいたします。
38番	議案第3号番号15につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 今年の2月に承認いただいた農地ですが、やはり先程と同じように、個人ではなく、会社の役員である□□□□さんが、会社で管理をしてもらう、という案件でございます。何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
39番	議案第3号番号15につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 先般、□□□□さんからお話を聞き、お子さんの会社が農業を始めるということで、自分も元気づけに書類上の手続き等を終わらせておきたいということでした。また、自分も携わっていくということでしたので、管理のほうも今までどおりきちんとされると思います。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	次に40番安部さん、□□□□の農地について、補足説明をお願いいたします。
40番	議案第3号番号15につきまして40番安部が補足説明をさせていただきます。 大塚委員の説明と重複いたしますけれども、お子さんがされている△△△△へお願いすることです。うまくいくと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。20番八澤委員、どうぞ。
20番	備考のところに「解除条件付貸貸借」とありますが、これはどういったものでしょうか。
議長	事務局は説明をお願いします。
事務局	解除条件付貸貸借は、このたびの案件につきましては、△△△△が個人ではなく会社であることに関係します。一般の法人が農地を貸借する場合の方法です。契約書の中に解除の要件が記されています。農地を会社として適切に使用しない場合には契約を解除することができる、という文言を入れているものです。事業収入、つまり売り上げの過半数が農業収入によるものになれば、農地所有適格法人になりますが、このたびは会社として初めて農地を借りて耕作されるということ、農

事務局	業収入が過半数を占めない一般の法人であることなどから、解除条件付賃貸借というかたちで契約をさせていただいたところです。
20番	はい、ありがとうございました。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号15について承認することに決しました。 続いて番号16について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第3号番号16につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 現地は□□□□地内で、■■■■の圃場です。△△△△もその近くです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号16について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積613㎡他で3, 056㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用目的は田。期間は6年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 514㎡ほかで7, 363㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、1 筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 949㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、19. 5aです。利用目的は田。期間は5年、解除条件付き賃貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積955㎡他で計3,433㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、396.4aです。利用目的は田。期間は5年11カ月、賃貸借です 番号5、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,989㎡他で4,601㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、456.7aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です 番号6、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,828㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,043㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,223㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は6年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外19筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積737㎡他で計15,718㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、852.3aです。期間は16年、賃貸借です 番号10、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,029㎡他で2,844㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について24番佐藤委員、よろしくお願いいたします。
24番	議案第4号番号1につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんと△△△△さんの案件につきまして、継続ということです。田圃につきましては、上の1枚は□□□□のところ、もう1枚は■●■●■●ということで、場所的にも便利がいいところです。今までも作っておられ、管理もされており、今後も大丈夫だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について24番佐藤委員、補足説明をお願いします。
24番	議案第4号番号1につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんと△△△△さんの案件につきまして、こちら継続ということです。田圃につきましては、□□□□の■■■■地区に5枚あります。すべて圃場整備されたものです。今までも管理されているし、現地を見に行きましたがきれいな田圃をつくられています。今後も大丈夫だと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について15番立石委員、補足説明をお願いします。
15番	議案第4号番号3につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。 □□□□しておられた農地です。その後を受けまして、△△△△ということで、事業を継続していただくことが報道されています。場所は□□□□地区の■■■■自治会で、従来から□□□□として運用されていたところです。問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。
議長	続いて番号4について、18番藤原委員、補足説明をお願いします。
18番	議案第4号番号4につきまして18番藤原が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんは□□□□自治会、△△△△さんは■■■■自治会でございます。この案件の田は現在、■■■■自治会にございまして、△△△△さんが耕作している土地から約50mぐらい入ったところです。近年、△△△△さんは規模を拡大し、農業を頑張っておられます。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5から番号7について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第4号番号5から番号7につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 番号5については新規ですが、△△△△さんはこの前にある田圃を作っておられます。適切に管理されています。更新及び新規の案件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7について承認することに決しました。 続いて番号8について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第4号番号8につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 継続ということで申請されました。十分な管理をされておりますので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第4号番号9につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんの田圃ですが、■■■■の一番奥とっていい所にあります。先ほどお話しした□□□さんがこれまで作っておられた田圃で、それを先ほどと同様、お子さんの会社がされるといことです。□□□さん本人もまた携わっていくということで、今までどおり管理はきちんとされると思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号9について承認することに決しました。 続いて番号10について、40番安部委員、補足説明をお願いします。
40番	議案第4号番号10につきまして40番安部が補足説明をさせていただきます。 更新ということで申請がなされ、現地のほうも見せていただきましたが、きちんと管理されています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号10について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	このあと、ご案内しましたとおり、研修会を開催いたしますのでお願いいたします。
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は12月22日(金)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。